

統一清算機関準備要綱

平成 14 年 6 月

統一清算機関設立準備会

はじめに

1. 統一清算機関について

日本証券業協会、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所、株式会社名古屋証券取引所、証券会員制法人札幌証券取引所、証券会員制法人福岡証券取引所（以下「市場開設者」という。）は、共同で統一清算機関を設立することで合意し、各市場開設者において本年1月にその旨を決定いたしました。

現在、各市場開設者における株券や新株予約権付社債券等の売買取引については、各市場開設者が、それぞれの決済履行保証制度の下で売買当事者に代わり売買の債務の引受けを行うとともに、資金・証券の計算処理や受渡し指図等のいわゆる「売買の清算」を行っていますが、市場横断的な統一清算機関の設立により、店頭市場（JASDAQ）及び全ての証券取引所においてそれぞれ独立して行われている現物取引の売買の清算は、統一清算機関で一元的に行われることとなります。（債務の引受けについては一部市場を除く。）

2. 統一清算機関設立準備会について

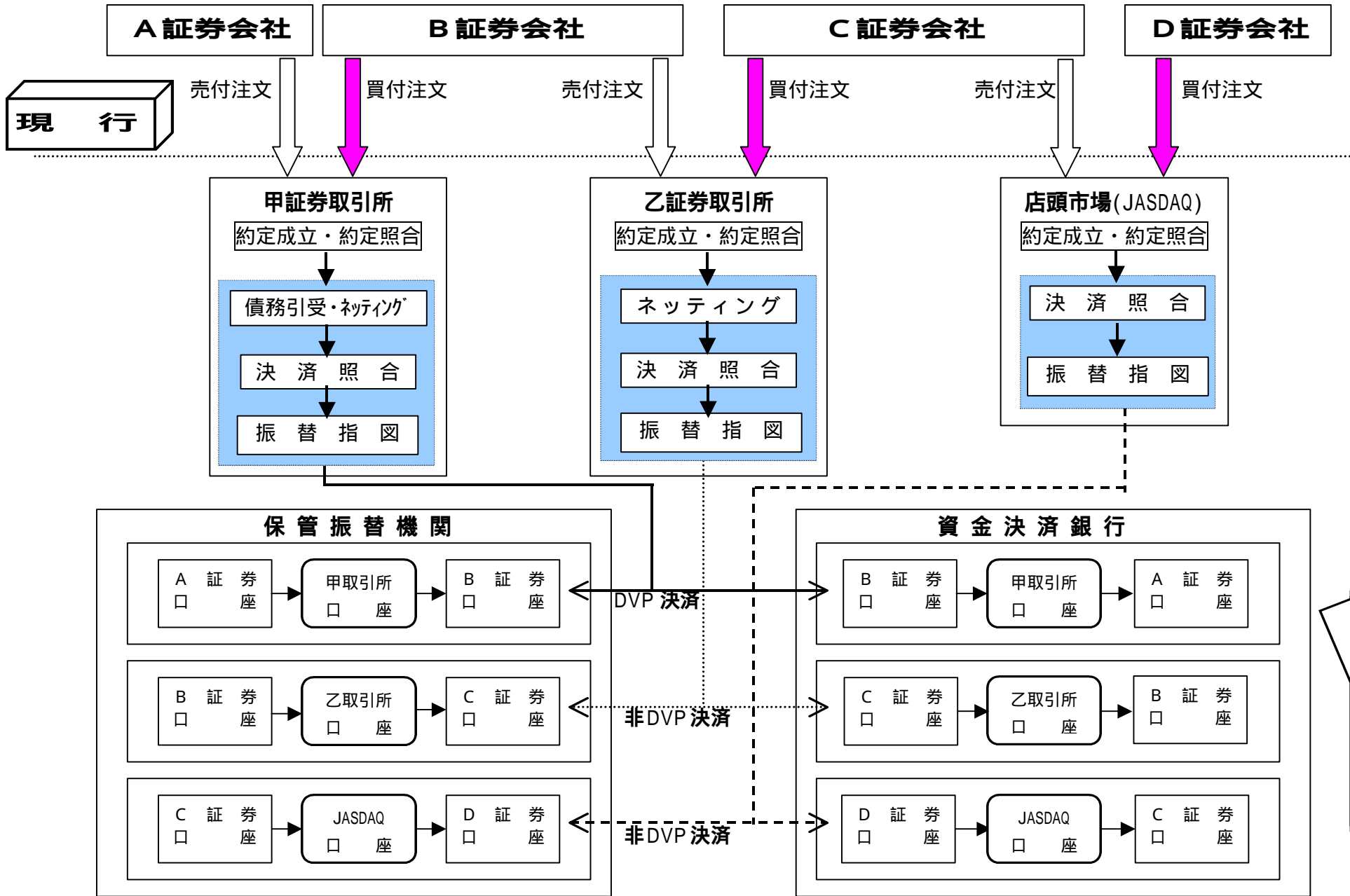
現在、市場開設者は、「統一清算機関設立要綱」に沿って、統一清算機関の設立そして業務開始に向け、具体的な検討に着手しております。

この検討を行うため、各市場開設者の実務担当者が集まって組織したのが『統一清算機関設立準備会』です。

『統一清算機関設立準備会』では、統一清算機関の母体となる準備会社が設立されるまでの間、統一清算機関に関する情報等を各市場開設者を通じるなどして市場参加者（会員、取引参加者）に対し提供していく予定です。

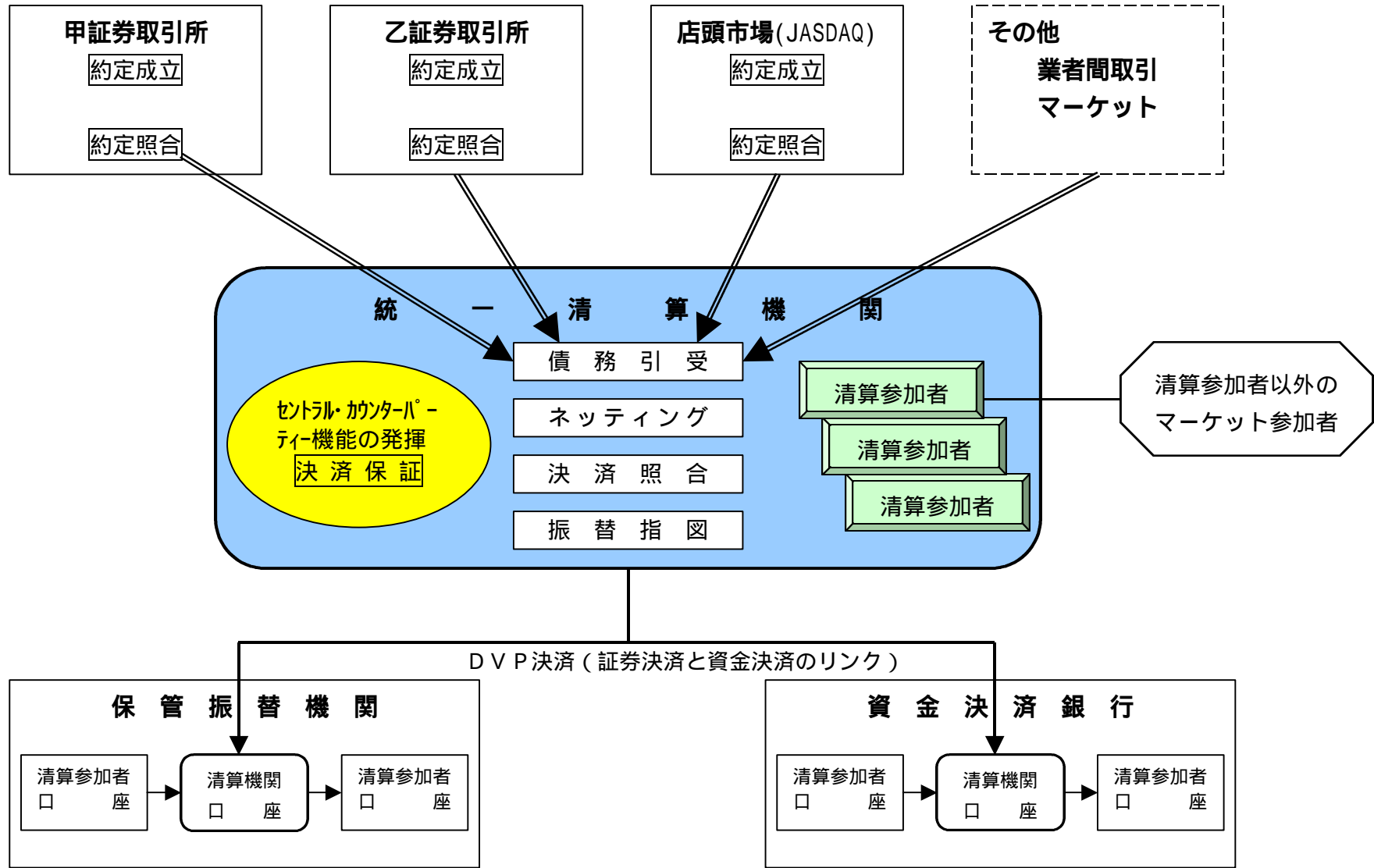
なお、本資料の内容については、既存の仕組み又は現時点での検討を基に記載しておりますので、今後の検討により変更となる可能性がある点、予め御了承ください。

清算機能統合のイメージ



現在は市場毎に決済処理を行っているため、有価証券と資金の決済に伴う口座振替も参加者別に市場毎となっている

統一後



【目次】

・ 設立目的及び組織等	6
1． 設立目的及び運営の基本方針	6
2． 組織	7
・ 清算機関における参加者制度	10
1． 清算機関業務開始後の参加者制度の枠組み	10
2． 清算参加者の区分	10
3． 清算参加者の要件	11
4． 清算参加者の義務等	12
5． 清算資格の喪失	13
6． 清算参加者に対する業務制限等	14
7． 清算参加者に対する調査	14
8． 清算機関業務開始時の清算資格付与	14
9． 非清算参加者の取扱い	14
・ 清算機関における清算・決済制度等について	15
1． 売買・決済制度の統一等について	15
2． 清算機関における清算・決済業務について	18
3． 決済履行保証制度	22
・ 清算機関と市場開設者との業務分担等	26
1． 市場開設者における決済処理の枠組み等	26
2． 清算・決済に係る各市場の取引参加者管理の枠組み等	28
・ 清算手数料等について	31
1． 財務の方針	31
2． 手数料体系等	31
3． 各市場開設者から徴収する手数料の料率等	33
4． 手数料の請求・支払方法	33

「統一清算機関」を、以下、原則として単に「清算機関」と表記します。

項目	概要	備考
<p>2. 組織</p> <p>(1) 組織形態</p> <p>(2) 商号</p> <p>(3) 事業内容</p> <p>(4) 設立の方法</p> <p>(5) 資本の額及び出資者等 資本の額及び発行する株式の数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算機関は株式会社とする。 ・ 清算機関の商号は、「株式会社 日本証券クリアリング機構」とする。 ・ 英文商号は Japan Securities Clearing Corporation とする。 ・ 清算機関は、以下の業務を行う。 有価証券の売買その他取引に係る清算業務及びその附帯業務 清算業務に関連する業務 ・ 現在、有価証券市場における清算業務を行っている日本証券業協会（店頭市場）、(株)東京証券取引所、(株)大阪証券取引所、(株)名古屋証券取引所、札幌証券取引所及び福岡証券取引所が共同して清算機関を新たに設立し、当該清算機関に清算機能を集約させる。 ・ 清算機関の資本の額は、3,000 百万円とする。 ・ 業務開始時の発行株式数は 30,000 株とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本店は、東京都中央区に置く。 ・ 清算業務とは、売買取引の債務引受、計算事務及び決済履行保証等をいう。 ・ (株)東京証券取引所からの派生商品の清算事務、担保管理事務等の受託を含む。 ・ 清算機関が発行する株式の総数は、120,000 株とする。

項 目	概 要	備 考												
株主及び出資比率等 (6) 機関 株主総会 取締役 監査役	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算機関は市場開設者の出資により設立することとする。 ・ 出資比率は、各市場における清算業務の規模に基づき以下のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="589 411 1628 512"> <thead> <tr> <th>日証協</th> <th>東証</th> <th>大証</th> <th>名証</th> <th>札証</th> <th>福証</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.4%</td> <td>86.3%</td> <td>9.5%</td> <td>0.7%</td> <td>0.05%</td> <td>0.05%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式の譲渡には、取締役会の承認を要する。 ・ 定時株主総会は、毎営業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。 ・ 取締役は9名以内とする。 ・ 取締役のうち、常務に従事する取締役1名を選任する。 ・ 取締役の選任は、総株主の議決権の1/3以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。 ・ 取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。 ・ 監査役は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名とする。 ・ 監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。 	日証協	東証	大証	名証	札証	福証	3.4%	86.3%	9.5%	0.7%	0.05%	0.05%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算業務の規模は、内国株券の売買代金をベースに算定。 ・ 業務運営において利用者の意見を反映させるとともに公共性・中立性を確保する観点から、参加者代表を含めた社外取締役を選任する。
日証協	東証	大証	名証	札証	福証									
3.4%	86.3%	9.5%	0.7%	0.05%	0.05%									

項 目	概 要	備 考
運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算機関に運営委員会（仮称）を設置する。 ・ 運営委員会は、清算機関の運営に関する重要事項について、取締役会の諮問に応じ又は取締役会に意見を述べることができる。 ・ 運営委員会の委員は、清算機関の参加者の役職員、並びに証券業と直接関係のある会社の業務に従事するもの以外で証券市場に関し識見を有するものから、取締役会が委嘱する。 	
従業員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務執行に当たる従業員は、当分の間、市場開設者からの出向により対応する。 	
(7) 事業年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 	
(8) 利用システム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算機関の業務は、設立から当分の間、(株)東京証券取引所の清算システムインフラ(DVPシステム及びWAN(Target)等を含む)を利用して行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙1「清算機関システム概念図」参照 ・ 清算機関への参加に伴い不要となるシステム資産に係る処理費用については、各市場において負担する。

・ 清算機関における参加者制度

項目	概要	備考
1 .清算機関業務開始後の参加者制度の枠組み	<ul style="list-style-type: none"> 証券会社等が、直接、清算機関を通じて有価証券の売買の決済を行おうとする場合、清算機関の参加者（以下「清算参加者」という。）となるものとする。 市場参加者が清算参加者とならない場合には、当該市場参加者が直接参加している市場で行う売買の決済については、清算参加者となっている他の証券会社等に委託することとなる。（別紙2「参加者制度イメージ図」参照） 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、市場開設者が開設する市場に直接参加している者（会員、取引参加者、以下「市場参加者」という。）についても同様。 いずれの市場にも直接参加せず、「委託」・「委託の取次ぎ」（いわゆる「つなぎ」）を行う場合には、清算参加者となることや清算参加者となっている他の証券会社等に決済を委託する必要はない。
2 . 清算参加者の区分	<ul style="list-style-type: none"> 清算参加者は、以下の2区分とする。 <ul style="list-style-type: none"> 自社清算参加者 自社が市場において行った売買（顧客からの委託分を含む。）のみの清算を行える参加者 他社清算参加者 他社が市場において行った売買の清算を行える参加者（他社清算参加者自身が市場において行った売買の清算も含む。） 	

項 目	概 要	備 考																								
3. 清算参加者の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者になろうとする者は、清算機関に対し清算資格の取得申請を行い、承認を得なければならない。 ・ 清算参加者の資格要件は、以下のとおりとする。 証券会社、登録金融機関又は証券金融会社であること。 <p style="text-align: center;">財務状況について以下の基準を満たすこと。(証券会社用)</p> <table border="1" data-bbox="591 667 1599 863"> <thead> <tr> <th>< 新規加入基準 ></th> <th>自社清算参加者</th> <th>他社清算参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>3 億円以上</td> <td>3 億円以上</td> </tr> <tr> <td>純財産額</td> <td>2 0 億円以上</td> <td>2 0 0 億円以上</td> </tr> <tr> <td>自己資本規制比率</td> <td>2 0 0 %超</td> <td>2 0 0 %超</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">なお、清算機関業務開始時においては、円滑な移行を行う観点から、以下の基準を適用する。(清算資格の維持基準をベース)</p> <table border="1" data-bbox="591 995 1599 1192"> <thead> <tr> <th>< 移行・維持基準 ></th> <th>自社清算参加者</th> <th>他社清算参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>3 億円以上</td> <td>3 億円以上</td> </tr> <tr> <td>純財産額</td> <td>3 億円以上</td> <td>2 0 0 億円以上</td> </tr> <tr> <td>自己資本規制比率</td> <td>1 2 0 %以上</td> <td>2 0 0 %以上</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 清算参加者として適切な経営体制及び業務執行体制を有していること。 i. 株券等の決済を適切に行えること。 保振機構口座・資金決済銀行口座の開設、W A N (Target)の接続等 	< 新規加入基準 >	自社清算参加者	他社清算参加者	資本金	3 億円以上	3 億円以上	純財産額	2 0 億円以上	2 0 0 億円以上	自己資本規制比率	2 0 0 %超	2 0 0 %超	< 移行・維持基準 >	自社清算参加者	他社清算参加者	資本金	3 億円以上	3 億円以上	純財産額	3 億円以上	2 0 0 億円以上	自己資本規制比率	1 2 0 %以上	2 0 0 %以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下、本資料における業務上の要件等に関しては、清算機関が日本銀行、証券保管振替機構等の関係諸機関
< 新規加入基準 >	自社清算参加者	他社清算参加者																								
資本金	3 億円以上	3 億円以上																								
純財産額	2 0 億円以上	2 0 0 億円以上																								
自己資本規制比率	2 0 0 %超	2 0 0 %超																								
< 移行・維持基準 >	自社清算参加者	他社清算参加者																								
資本金	3 億円以上	3 億円以上																								
純財産額	3 億円以上	2 0 0 億円以上																								
自己資本規制比率	1 2 0 %以上	2 0 0 %以上																								

項 目	概 要	備 考
<p>4 .清算参加者の義務等</p> <p>(1) 清算参加者契約の締結</p> <p>(2) 清算基金の預託等</p> <p>(3) 特別清算料の納入</p>	<p>ii. 国債 D V P 決済を適切に行えること。 国債 D V P 決済に係る要件を満たさない者についても、国債の売買を行わないことを確約すること等を条件に、自社清算参加者の資格を付与する。</p> <p>iii. その他、経営体制・業務体制について適切な状態であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算資格の取得の承認を受けた者は、清算資格取得手数料を清算機関に納入する。 ・ 清算参加者は、清算機関との間で清算参加者契約を締結する。 ・ 清算参加者は、決済に係る当該清算参加者の清算機関に対する債務の履行を確保するためのものとして、清算機関に対し清算基金を預託する。 ・ 具体的な預託方法等については、別紙 4 「各種担保の取扱いについて」を参照 ・ 清算参加者は、清算参加者間のロスシェアルールとして清算機関が定めるところにより、清算機関に対し特別清算料を納入しなければならない。 	<p>から口座開設等の承認を得る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国債 D V P 決済の要件の詳細については、別紙 3 「国債 D V P 決済を行うための要件について」参照 ・ 清算資格取得手数料は、加入に必要な諸手続きに係る経費として 100 万円とする。 ・ 清算機関業務開始時に清算資格を取得した者には納入を求めない。 ・ 決済履行保証制度については、「 3 . 決済履行保証制度」において詳述 ・ 清算機関においても清算参加者による相互保証の枠組みを維持する。

項 目	概 要	備 考
(4) 手数料等の納入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、清算機関の定める清算手数料等を清算機関に納入する。ただし、当面の間は、各市場の市場開設者から徴収することとし、各市場の取引手数料を含めた全般的な手数料体系の整理などの状況を踏まえたうえで、清算機関利用者から直接手数料を徴収する方式への早期移行を検討する。(手数料については、「 清算手数料等について」において詳述) ・ 清算参加者は、証券保管振替機構(以下「保振機構」という。)で取り扱う有価証券について、決済のために授受する有価証券の数量に応じた同機構の振替手数料相当額を清算機関に納入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者から徴収する際の清算手数料等の具体的な料率については、別途検討する。 ・ その他、フェイル遅延損害金等についても清算機関に納入する。
(5) 清算受託契約の締結	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、市場に直接参加する者のうち清算参加者でない者(以下「非清算参加者」という。)から清算の受託を受けようとするときは、当該非清算参加者との間で清算機関の定める清算受託契約を締結しなければならない。 	
(6) 清算参加者代表者等の選任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、清算参加者代表者及び日常業務責任者等を選任する。 	
(7) 承認・届出・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、所定の事項について、承認を受け、届出又は報告を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な事項は別途検討。
5 . 清算資格の喪失	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、清算資格を喪失しようとする場合には、あらかじめ清算機関の承認を受けるものとする。 	

項 目	概 要	備 考
6 .清算参加者に対する業務制限等	<ul style="list-style-type: none"> 清算機関は、清算参加者が清算機関の諸規則等に違反した場合や財務上の問題があると認められる場合等において、当該清算参加者に対し、清算業務の制限・停止、清算資格の取消し等を行うことができる。 	
7 .清算参加者に対する調査	<ul style="list-style-type: none"> 清算機関は、清算機関の運営上必要と認める場合には、清算参加者に対し資料を請求し、検査を行うことなどができる。 	
8 .清算機関業務開始時の清算資格付与	<ul style="list-style-type: none"> 清算資格を取得しようとする者は、清算機関に申請を行うものとする。 清算機関業務開始時の清算資格付与に係る財務状況の審査は、清算参加者の維持基準を基に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 清算機関は、申請受付事務及び審査の一部を市場開設者に委託することができる。 具体的な清算資格取得手続きについては別途検討。
9 .非清算参加者の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 非清算参加者については、各市場における参加者として各市場開設者が管理等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 非清算参加者に関する事項は、原則として各市場がそれぞれの規則等において定める。 清算機関と市場開設者との関係・業務区分等については、「清算機関と市場開設者との業務分担等」を参照

・清算機関における清算・決済制度等について

項目	概要	備考
<p>1. 売買・決済制度の統一等について</p> <p>(1) 発行日決済取引の取扱い 清算値段</p> <p>約定値段と清算値段の差額等の授受</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算機関への清算機能の統合に当たり、現行売買・決済制度において市場開設者間で取扱いが異なっているものについて、以下のとおり統廃合を図る。 ・ 清算機関は、発行日決済取引を行っている銘柄について、毎日、清算値段を定める。 ・ 清算値段は、その日の最終値段（取引所市場については、最終気配値段を含む。以下同じ。）とする。ただし、当該日に約定値段（取引所市場については、最終気配値段を含む。以下同じ。）がない場合には、前日の清算値段とする。 ・ 複数市場に重複して上場されている銘柄については、あらかじめ定めた優先順位により、当該日において約定値段がある市場を選択し、当該市場における最終値段を清算値段とする。 ・ 約定値段と当該約定日における清算値段とを比較して差額を生じたときは、清算参加者はその差額に相当する金銭を約定日から起算して4日目の日の非DVP決済の決済時限までに、清算機関との間で授受するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終気配値段とは、取引終了時において当該市場の規則に基づき表示されていた特別気配値段、調整気配値段又は認定気配値段をいう。 ・ 重複銘柄の清算値段の取扱いについては、別紙5「各種清算値段等の取扱いについて」参照。 ・ 非DVP決済における清算機関への支払時限は午後1時、受領時限は午後2時45分。

項 目	概 要	備 考
<p>決済値段</p> <p>売買証拠金の預託</p> <p>(2)「円建外債特別取引」及び「当日決済取引異会員間取引」の取扱い</p> <p>(3) 国債決済制度 決済日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該日の清算値段と前日の清算値段とを比較して差額を生じたときは、清算参加者はその差額に相当する金銭をその日から起算して4日目の日の非DVP決済の決済時限までに、清算機関との間で授受するものとする。 ・ 決済値段は、当該発行日決済取引の最終日の清算値段とする。 ・ 清算参加者は、発行日決済取引開始日の当該銘柄の最終値段(取引開始日において、当該銘柄に約定値段がない場合は、当該開始日における当該銘柄の旧株券の最終値段)に100分の10を乗じて算出した額に、売付け及び買付け株数の差引株数を乗じて算出した額(所要額)以上の売買証拠金を、約定日から起算して4日目の日の正午(半休日においては午前11時)までに清算機関に預託する。 ・ 複数市場に重複して上場されている銘柄については、清算値段と同様の優先順位により、取引開始日において約定が成立している市場を選択し、当該市場における最終値段を用いて売買証拠金所要額を算出する。 ・ 売買実績が皆無に等しい状況にあり、決済についても特殊な方法を必要とすることから、清算対象としない。 ・ 国債証券の売買の決済日は約定日から起算して4日目の日とする。ただし、約定日から起算して4日目の日が利払期日前3日間のいずれかの日に当たる場合は、利払期日(休業日の場合は繰り下げる。)を決済日とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国債決済制度の詳細については別紙6「国債決済制度について」参照

項 目	概 要	備 考
<p>決済方法及び決済物件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国債証券の売買の決済は、日本銀行金融ネットワークシステムのDVP機能を利用して行う。 ・ 決済物件は、通常取引・条件付取引の区分にかかわらず、振込国債とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利払期日前3日間は、日本銀行における振替停止期間等に当たるため決済は行わない。 ・ 当日決済取引は清算対象としない。
<p>決済のために授受する金銭及び国債証券</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売買契約締結ごとの売買代金の額及び国債証券の数量とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者が国債証券の売買の決済を行うには、一定の要件を満たす必要がある。 (別紙3参照)
<p>(4) 過誤訂正等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算機関は、各市場からの訂正については、約定日翌日の午後2時までに受け付けたものを清算対象とする。 	
<p>(5) その他清算対象売買に関する売買制度上の前提</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算機関の業務開始時において清算対象となる売買について、各市場の売買制度上の主な前提は別紙7のとおりとする。 	

項 目	概 要	備 考
<p>2 .清算機関における清算・決済業務について</p> <p>(1) 清算対象取引</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の取引を清算の対象とする。 店頭市場、(株)東京証券取引所、(株)大阪証券取引所、(株)名古屋証券取引所、札幌証券取引所及び福岡証券取引所における有価証券の売買 店頭市場については、JASDAQ 売買システム若しくは JASDAQ マーケットメイクシステムを通じて行われる売買又は JASDAQ 売買システム稼動時間内に会員が行うマーケットメイク銘柄の会員間売買（現在 JASDAQ による債務引受の対象となっていないものを除く。）を対象とする。 貸借取引等に係る株券等及び金銭の授受（貸借取引等の債務引受に関する取扱いについては、別紙 9 参照） その他、業者間取引等（P T S などを含む）、いわゆるストリート・サイドにおける有価証券の売買 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙 8「清算機関における清算・決済の枠組み（イメージ）」参照 ・ 各市場開設者は、その市場で成立した売買に係る清算業務を行わせる者として、定款・業務規程等において清算機関を指定する。 ・ 株券オプション取引の権利行使により成立する株券（売買に係る数量が対象株券の売買単位未満である場合を含む。）についても、清算の対象とする。 ・ 今後の新商品の増加、参加者ニーズ等を踏まえ適宜対応する。

項 目	概 要	備 考
(2) 清算機関による 債務引受	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算機関は、売買当事者（清算機関に直接参加しない者を除く。）の相手方として債務引受を行う。 ・ 債務引受は、原則として債務引受に係るデータの受領を清算機関が確認した時点において行う。 ・ ただし、取引所有価証券市場及び店頭売買有価証券市場における現物取引については、当該取引が成立した時点で、市場開設者が指定した清算機関が当該取引に係る債務を引き受けることとし、市場開設者及び清算機関のそれぞれの規則においてその旨定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算機関業務開始時においては、貸借取引・品貸取引が該当する。 ・ 取引所有価証券市場及び店頭売買有価証券市場は、約定成立について業務規程等に記載する旨法定されているとともに、その開設者が法律上自主規制機関として位置付けられており、行政による厳格な管理の下にある。
(3) ネットティング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算機関は債務引受を行った取引に関し、原則として、決済日を同じくする各市場の売買について、有価証券は銘柄毎・清算参加者毎に、資金決済は清算参加者毎にネットティングし、決済を行う。 ・ ただし、異なる手法のDVP決済間(株券等DVP決済、国債DVP決済)、DVP決済と非DVP決済との間はネットティングを行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国債等、一部については個別（グロス）決済を残置する。
(4) 証券決済処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算機関は、以下の証券種類毎に、振替決済制度（保振機構、日本銀行、東証、大証、日証決）を利用して決済を行う。ただし、現在、振替決済制度が存在しない商品については、現物有価証券の授受により行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙 10「清算機関における決済方法イメージ図」参照

項目	概要		備考																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 252 1144 300">種類</th> <th data-bbox="1144 252 1509 300">受渡方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 300 1144 352">保振取扱内国株券^{*1}</td> <td data-bbox="1144 300 1509 352">口座振替：保振機構</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 352 1144 400">保振非取扱内国株券^{*2}</td> <td data-bbox="1144 352 1509 400">現物</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 400 1144 448">内国新株引受権証書</td> <td data-bbox="1144 400 1509 448">口座振替：日証決振決</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 448 1144 496">東証外国株券</td> <td data-bbox="1144 448 1509 496">口座振替：東証振決</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 496 1144 544">大証外国株券^{*3}</td> <td data-bbox="1144 496 1509 544">口座振替：大証振決</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 544 1144 592">国債</td> <td data-bbox="1144 544 1509 592">口座振替：日銀振決</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 592 1144 639">円貨建・外貨建外国債券</td> <td data-bbox="1144 592 1509 639">現物</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 639 1144 687">その他債券</td> <td data-bbox="1144 639 1509 687">現物</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 687 1144 735">内国転換社債券</td> <td data-bbox="1144 687 1509 735">口座振替：保振機構</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 735 1144 783">外国転換社債券</td> <td data-bbox="1144 735 1509 783">口座振替：日証決振決</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 783 1144 847">新株引受権付社債・新株引受権証券</td> <td data-bbox="1144 783 1509 847">現物</td> </tr> </tbody> </table>		種類	受渡方法	保振取扱内国株券 ^{*1}	口座振替：保振機構	保振非取扱内国株券 ^{*2}	現物	内国新株引受権証書	口座振替：日証決振決	東証外国株券	口座振替：東証振決	大証外国株券 ^{*3}	口座振替：大証振決	国債	口座振替：日銀振決	円貨建・外貨建外国債券	現物	その他債券	現物	内国転換社債券	口座振替：保振機構	外国転換社債券	口座振替：日証決振決	新株引受権付社債・新株引受権証券	現物	<p>*1：内国株券には、投資証券、投資信託受益証券及び優先出資証券を含む。</p> <p>*2：保振非取扱内国株券には、日銀出資証券を含む。</p> <p>*3：大証外国株券には、外国投資証券等を含む。</p> <p>・ 株券等のD V P 決済の概要については、別紙 11：「株券等D V P 決済について」参照</p> <p>・ 株券オプション取引の権利行使により成立する株券の売買に係る数量が対象株券の売買単位未満である場合は、株券の授受を行わず金銭の授受により決済する。</p> <p>・ D V P 清算値段の取扱いに</p>
種類	受渡方法																										
保振取扱内国株券 ^{*1}	口座振替：保振機構																										
保振非取扱内国株券 ^{*2}	現物																										
内国新株引受権証書	口座振替：日証決振決																										
東証外国株券	口座振替：東証振決																										
大証外国株券 ^{*3}	口座振替：大証振決																										
国債	口座振替：日銀振決																										
円貨建・外貨建外国債券	現物																										
その他債券	現物																										
内国転換社債券	口座振替：保振機構																										
外国転換社債券	口座振替：日証決振決																										
新株引受権付社債・新株引受権証券	現物																										
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保振取扱銘柄の内国株券等及び転換社債券の普通取引、立会外分売、立会外取引等の決済は、D V P 決済により行う。 ・ 清算機関の業務開始に伴い、現在、D V P 決済未導入の市場での売買に係る決済についてもD V P 決済に移行する。 																											

項 目	概 要	備 考
<p>(5) 資金決済処理</p> <p>(6) その他 清算機関から配布 する清算・決済関連 帳票の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保振非取扱内国株券、債券（国債及び内国転換社債券を除く。）の決済に係る現物受渡及び新株引受権証書等の振替決済は、日証決東京営業所において行う。 ・ 資金決済は、清算機関が指定した清算銀行又は日本銀行のうちから参加者が資金決済銀行として選定した銀行における口座振替により行う。 ・ なお、清算銀行については、安定的な財務基盤と円滑な事務処理体制のほか、緊急時の緊密な連絡体制も確保されている必要があることから、清算機関近隣に店舗を有する銀行を指定する。 ・ 清算機関は、清算参加者に対し清算引受明細表等の清算・決済関連帳票を W A N (Target) 又は書面により清算参加者等へ配布する。 	<p>については、別紙 5 参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算機関は、現物有価証券の受渡事務等、その事務の一部を日証決に委託する。 ・ 清算引受明細表のサンプルについては、別紙 12 を参照 ・ 東証約定分については、売買明細表を清算引受明細表として代用する。 ・ その他の主な清算・決済関連帳票は、別紙 13「主な帳票」のとおりとする。 ・ 書面帳票の配布は日証決東京営業所において行う。

項 目	概 要	備 考
立会外分売取扱料の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 立会外分売において、分売取扱取引参加者（売方参加者）が買付参加者に対し、買付数量に応じて交付する立会外分売取扱料については、市場参加者間で授受される手数料であり、売買に係る約定代金とは性格が異なるものであることから、清算機関における清算対象とはしない。 	<ul style="list-style-type: none"> 現状では、市場における売買代金等とともに総括清算されている。 名証における立会外買付取扱料についても同じとする。
債券の経過利子の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 債券の経過利子は、別紙 14 記載の基本算式により清算機関において計算する。 各市場から受領する約定データにおいて、1 対複数又は複数対複数の注文が対当した約定については、売付けと買付けが相対の関係となるように約定を分割し、分割後の売買額面金額に基づき計算した経過利子の額を合計することにより算出する。 初期利子について、基本算式により計算した経過利子の額が利札券面記載の利子額を超過する場合は、利札券面記載の利子額を経過利子の額とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 算出方法は現行どおり。 具体例については、別紙 15 参照。 具体例については、別紙 16 参照。
3 . 決済履行保証制度	<ul style="list-style-type: none"> 清算機関は、セントラルカウンターパーティとして債務を引き受けた売買取引に関し、決済の履行を保証する。 破綻清算参加者に係る決済履行に際し、清算機関自身が破綻した場合システムリスクを惹起し証券決済全体に重大な影響をもたらすことから、こうした事態に陥ることのないよう、清算参加者から、それぞれのリスクに応じた清算基金の預託を受けるとともに、清算参加者間の相互保証等のロスシェアルールを確立する。 	

項 目	概 要	備 考
(1) 清算基金の取扱い 清算基金所要額 代用有価証券の取扱い 所要額の見直し 所要額不足額の預託	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算基金の所要額は、各清算参加者の未決済残高とそれに係る価格変動を基に、清算機関が定める算式により、清算参加者毎に算出した額とする。 ・ ただし、当該額が 3,000 万円に満たない場合は 3,000 万円とする。 ・ 清算基金は、全額有価証券により代用差入れ可能とする。 ・ 清算機関は、原則として毎月末に所要額の見直しを行い、翌月の 15 営業日目の日から適用する。 ・ その他、清算機関は、必要に応じ、清算基金の所要額を変更することができる。 ・ 清算参加者は、当該清算参加者が清算機関に預託している清算基金が所要額に満たない場合(代用有価証券により差し入れた場合において、日々の代用価格の変動のために所要額不足が生じた場合を含む。)には、当該不足額以上の額を、不足が生じた翌営業日の正午までに清算機関に追加預託しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な算式は別紙 17 参照。 ・ 代用有価証券の代用価格の取扱いについては、別紙 5 「各種清算値段等の取扱いについて」参照。

項 目	概 要	備 考
<p>(2) 違約損失準備金等の取扱い</p> <p>違約損失準備金等の活用に関する考え方</p> <p>違約損失準備金等の活用方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の違約損失準備金等のデフォルトファンドについては、各市場に留保するが、その目的に鑑み、各市場に留保されている現物取引に係る当該準備金等の積立額等を限度として、清算機関における決済履行保証スキームにおいて活用する。 ・ 清算機関が各市場の清算機能を統合して設立されるものであることを踏まえると、その決済履行保証制度においても、統合前と同水準の安全性の確保が求められ、そのためには、清算基金制度や相互保証に加え、現行の違約損失準備金等がデフォルトファンドとして確保される必要がある。 ・ また、各市場の参加者は、清算機関の清算参加者とほぼ重複していることから、清算機関においてデフォルトが発生した際に、相互保証に至る前のバッファーとして違約損失準備金等を活用することは、現状における参加者ニーズにもマッチすると考えられる。 ・ これへの対処に当り、各市場において積み立てられた違約損失準備金等を清算機関へそのまま移管した場合、課税（法人税）対象となることから、当該準備金等については、各市場に留保することとし、決済履行保証のために活用する。 ・ 各市場は、各々の違約損失準備金等の積立額等を限度として清算機関の損失を補償する契約を清算機関と締結し（7者間契約）、清算機関が債務引受した取引の清算において発生した損失を補償する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 違約損失準備金等とは、日証協（JASDAQ）、大証においては「違約損失準備金」、東証、名証においては「違約損失積立金」、札証、福証においては「違約損失補償準備金」をいう。 ・ 各市場の現物取引に係る違約損失準備金等の現時点の積立額等は以下のとおり。（単位：百万円、四捨五入して表記） 日証協(JASDAQ)：1,000 東証：6,927 大証：2,569 名証：303 札証：17 福証：37 合計：10,853 ・ 損失補償のイメージ図は別紙 18 参照

項 目	概 要	備 考
損失補償の対象取引	<ul style="list-style-type: none"> 各市場における現物取引及びその他の取引(市場取引とネットィングすることが適当と認められる現物取引。例：株券の市場外取引)の清算から生じた清算機関の損失を補償の対象とする。 	
損失補償の契約期間	<ul style="list-style-type: none"> 契約期間は3年とし、契約期間満了の3か月前までに他者に対する申し出が行われない限り、当該契約を更新する。 	<ul style="list-style-type: none"> 契約期間を定めない場合、契約の拘束力に疑義が生じる。
損失補償の実行方法	<ul style="list-style-type: none"> 損失補償の実行に当たっては、清算機関は各市場の損失補償限度額の大きさに応じて等しく履行を求める。 $\text{各市場の損失補償実行額} = \text{各市場の損失補償限度額} \times \frac{\text{保証する損失の総額}}{\text{各市場の損失補償限度額の総額}}$	<ul style="list-style-type: none"> 実行方法の事例については、別紙 19 参照
(3) 決済不履行に係る損失の処理スキーム	<ul style="list-style-type: none"> 清算機関は、清算参加者の決済不履行による損失を、以下の順位により補填する。 <ul style="list-style-type: none"> (第1順位) 不履行清算参加者の預託金 (第2順位) 各市場による損失補償 (第3順位) 清算機関の剰余金 (第4順位) 清算参加者の相互保証 	<ul style="list-style-type: none"> 清算参加者の預託金とは、清算基金、売買証拠金、前日差入担保金等をいう。 清算機関においても清算参加者による相互保証の枠組みを維持する

・清算機関と市場開設者との業務分担等

項 目	概 要	備 考
<p>1 .市場開設者における 決済処理の枠組み等</p> <p>(1) 取引参加者等の 義務</p> <p>(2) 取引参加者等の 清算・決済に関する 規定</p> <p>(3) 清算取次取引の 成立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市場の参加者（以下「取引参加者等」という。）は、それぞれの市場で売買を行うためには、清算機関の清算資格を取得するか、清算機関の他社清算参加者との間で清算機関の定める清算受託契約を締結しなければならない。 ・ 非清算参加者である取引参加者等は、清算受託契約を締結した他社清算参加者のうちから、常に決済を行わせる相手（以下「指定清算参加者」という。）を1社指定しなければならない。 ・ 各市場開設者は、清算参加者である取引参加者等の決済方法を清算機関が定める方法により行う旨定める。 ・ 非清算参加者である取引参加者等の決済については、各市場開設者が定める。 ・ 非清算参加者である取引参加者等が行った呼値により成立した売買については、非清算参加者の計算により指定清算参加者の名において売買が成立する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下、非清算参加者に関する事項は、各市場がそれぞれの規則等において定める。 ・ 非清算参加者である取引参加者等は、複数の他社清算参加者と清算受託契約を締結することができる。 ・ 複数市場で取引参加者等となっている者で、清算資格を取得しない者は、指定清算参加者として各市場同一の者を指定しなければならない。 ・ 以下、非清算参加者の計算により指定清算参加者の名において成立する売買を「清算取次取引」という。

項 目	概 要	備 考
(4) 非清算参加者と清算参加者との間の受渡し	<p>非清算参加者から清算参加者への受渡時限等</p> <ul style="list-style-type: none"> 清算取次取引に係る非清算参加者から清算参加者への受渡時限は、清算機関の決済時限までの間の清算参加者が指定する日時とする。 非清算参加者と清算参加者との間の受渡物件については、清算参加者と清算機関との間の決済物件と同一とする。 <p>証券決済未了の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> 渡方となっている非清算参加者がやむを得ない事由により清算参加者に有価証券を引き渡すことができなかつた場合で、清算参加者が承諾したときは、当該有価証券の引渡し及びそれに伴う金銭の授受を翌日に繰り延べることができる。 	
(5) 顧客と取引参加者等との間の決済	<ul style="list-style-type: none"> 各市場開設者の定める受託契約準則等において規定する。 	
(6) 天災地変の際の非常措置	<ul style="list-style-type: none"> 各市場開設者は、非清算参加者と清算参加者との間の決済、取引参加者等と顧客との間の決済に関し、天災地変等の場合には、決済条件の変更ができるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 清算参加者と清算機関との間の決済については、清算機関が決済条件の変更を行うこととし、清算参加者である取引参加者等は、これに従うものとする。 実際の非常措置の発動には各市場開設者及び清算機関との連携が必要となる。

項 目	概 要	備 考
(7) 非清算参加者における貸借取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非清算参加者が証券金融会社に対し貸借取引の申込みを行うことにより、証券金融会社との間で非清算参加者の計算により指定清算参加者の名において貸借取引が成立する。 ・ 清算参加者は、清算機関との間で当該貸借取引に係る株券等の受渡しを行う。 ・ 非清算参加者と清算参加者との間の担保の受渡し、利息・貸株料等の授受は当事者間で行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的なスキームについては各証券金融会社と別途調整を行う。
2 . 清算・決済に係る各市場の取引参加者管理の枠組み等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非清算参加者については、各市場における参加者として各市場が管理等を行う。 	
(1) 清算受託契約の締結・指定清算参加者の変更等に係る管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算受託契約を締結した取引参加者等は各市場開設者に届出を行う。 ・ 非清算参加者が指定清算参加者の指定・変更を行おうとする場合には、各市場開設者の承認を得なければならない。 ・ 非清算参加者が指定清算参加者を指定しない場合、当該非清算参加者である取引参加者等は、市場での売買は行えないこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非清算参加者から指定清算参加者の指定の承認申請を受けた市場開設者は、清算機関と協議し、同意を得た上で承認を行う。
(2) 清算業務の停止等を受けた取引参加者等の処置等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市場開設者は、清算参加者である取引参加者等が清算機関に清算業務の制限・停止又は清算資格の取消しの措置を受けた場合には、当該取引参加者等の市場における売買の制限・停止を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算機関が清算参加者に対し清算業務の制限・停止、清算取次の制限・停止及び清算資格の

項 目	概 要	備 考
(3) 清算資格喪失時の取引参加者等の処置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市場開設者は、清算参加者が清算機関に清算取次の制限・停止、清算資格の取消しの措置を受けた場合には、当該清算参加者を指定清算参加者として指定している取引参加者等の市場における売買の制限・停止を行う。 ・ 各市場開設者は、取引参加者等が清算機関の清算資格の喪失申請を行った場合、当該取引参加者の市場における売買を停止する。 	<p>取消しの処置を行う場合には、あらかじめ各市場開設者に対し通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算機関は、清算参加者から清算資格の喪失申請を受けた場合には、速やかに各市場開設者に対し通知する。 ・ 喪失申請を行った取引参加者等が、他社清算参加者と清算受託契約を締結し、指定清算参加者を指定することが確約されている場合には、当該取引参加者等の売買を停止しない。 ・ その他、清算受託契約の解約等に係る事務手続きについては、別途定める。
(4) 有価証券の売買等又はその受託等に関する規制措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市場開設者は、売買管理の観点から、信用取引等の委託保証金の引上げ等の規制措置を行う。(現行どおり) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場開設者は、清算参加者が清算機関に差し入れる発行日決済取引の売買証拠金についても、その額の引上げ等を行うこ

項 目	概 要	備 考
<p>(5) 取引参加者等情報の清算機関への通知</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各市場開設者は、取引参加資格の取得、喪失、その他取引参加者等に係る情報を、清算機関に通知する。 	<p>とができる。その場合、清算参加者は、市場開設者の定める額と清算機関の定める額のうち高い方の額を清算機関に差し入れることとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 実際の規制措置の発動には各市場開設者及び清算機関との連携が必要となる。 清算機関は、リスク管理の観点から独自に清算基金等の引上げ等を行う。 清算参加者と取引参加者等との関連付けについて清算機関でも情報を把握する必要がある。

・清算手数料等について

項 目	内 容	備 考
1．財務の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算機関は、経営基盤の安定性・財務体質の健全性の維持を基本として運営されるものとする。 ・ 中長期的な取扱商品範囲の拡大及びサービス内容の拡充等に要する投資に備え、清算機関の利益は当分の間、内部留保することとし、配当については、経営の安定性、業績等を勘案し実施を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ システム利用料及びその他経費として年額 31 億 5000 万円程度の支出が見込まれることから、当該試算額を賄うに足る額を手数料として徴収する。
2．手数料体系等 (1) 徴収の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算機関は、債務引受を行う額等に応じた定率的手数料、清算対象銘柄・清算参加者の維持・管理等に要する定率的利用料及び新規商品の清算に対応するために必要となる一時費用負担金等の清算手数料並びに担保管理業務受託等に係る業務受託料その他手数料を清算機関の利用者から応益的に徴収することを基本とする。 	

項目	内容	備考									
(2) 徴収項目及び対象者等	<p>・手数料項目及び徴収対象者は次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="510 331 1563 675"> <thead> <tr> <th></th> <th>業務開始当初</th> <th>参加者からの直接徴収開始後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各市場開設者</td> <td> 銘柄管理料 新規商品取扱料 清算手数料 </td> <td> 銘柄管理料 新規商品取扱料 </td> </tr> <tr> <td>清算参加者</td> <td> 決済手数料(保振機構) フェイル遅延損害金等 </td> <td> 清算手数料 決済手数料(保振機構) フェイル遅延損害金等 </td> </tr> </tbody> </table> <p>銘柄管理料 各市場の上場銘柄の清算業務を行うに際し、清算機関において銘柄マスターのメンテナンス業務やコーポレートアクションの管理等が必要となることを勘案し、原則として上場銘柄数に応じた銘柄管理料を各市場開設者から徴収する。</p> <p>新規商品取扱料 新規商品の清算に対応するため、当該商品の商品性及びシステム対応コスト等を勘案し一時費用として各市場開設者から徴収する。</p> <p>清算手数料 取引量(売買代金)に所定の料率を乗じた額及び清算参加者の維持・管理等に要する定額の利用料を徴収する。</p>		業務開始当初	参加者からの直接徴収開始後	各市場開設者	銘柄管理料 新規商品取扱料 清算手数料	銘柄管理料 新規商品取扱料	清算参加者	決済手数料(保振機構) フェイル遅延損害金等	清算手数料 決済手数料(保振機構) フェイル遅延損害金等	<p>・清算手数料については、取引手数料等を含めた全般的な手数料体系の整理、参加者への影響等を考慮のうえ、清算機関利用者から直接手数料を徴収する方式への早期移行に努力する。</p> <p>・定額利用料の徴収は、清算参加者から直接清算手数料を徴収する方式への移行後と</p>
	業務開始当初	参加者からの直接徴収開始後									
各市場開設者	銘柄管理料 新規商品取扱料 清算手数料	銘柄管理料 新規商品取扱料									
清算参加者	決済手数料(保振機構) フェイル遅延損害金等	清算手数料 決済手数料(保振機構) フェイル遅延損害金等									

項 目	内 容	備 考
<p>3 .各市場開設者から徴収する手数料の料率等</p> <p>4 .手数料の請求・支払方法</p>	<p>決済手数料 保振機構で取り扱う有価証券について、決済のために授受する有価証券の数量に応じた同機構の振替手数料相当額を徴収する。</p> <p>フェイル遅延損害金等 フェイル遅延損害金・違約金、D B 認証料等については、清算機関の規定に基づき徴収する。</p> <p>・ 各市場開設者から徴収する銘柄管理料・清算手数料の料率は、別紙 20 のとおり。</p> <p>・ 締め日：月末 ・ 請求日：翌月第 6 営業日 ・ 支払日：翌月 20 日（休業にあたるときは、順次繰り下げる。） ・ 支払方法：口座振替</p>	<p>し、当該移行時には、取引量（売買代金）に対する料率についても再調整する。</p>

以 上